
「日本 GAP 規範」に基づく農場評価制度

一般規則 (Ver. 1.1)

2012年6月1日発効

目次

1. 「日本 GAP 規範」に基づく農場評価制度の呼称およびロゴマーク

1.1. 呼称およびロゴマークについて

2. 「日本 GAP 規範」に基づく農場評価制度の評価規準

2.1. 一般規則

2.2. 評価規準

2.3. 農場評価制度に基づく基準文書

(1) 農業分類

(2) 管理分類

3. 「日本 GAP 規範」に基づく農場評価制度 (GH 評価制度) の概要

3.1. 「日本 GAP 規範」に基づく農場評価制度とは

GH 評価制度の目的

3.2. 制度の運用

管理・運営体制の発展

3.3. 用語

4. 評価の仕組み

4.1. 評価の枠組み

農場の対応

4.2. 評価の種類と範囲

(1) 農場評価

(2) 組織評価

(3) 施設評価

4.3. 評価の方法

(1) 評価方法の基本

(2) 評価のステップ

ステップ1：項目評価

ステップ2：管理分類評価

ステップ3：総合評価

5. 評価の手続きと流れ

5.1. 手続きの概要

5.2. 評価申請

- (1) 評価申請の条件
- (2) 申請手順
- (3) 費用の見積り

5.3. 現地での評価作業

5.4. 評価の判定および報告書の発行

5.5. 請求・支払い

5.6. 是正項目の再評価

6. 「日本GAP規範」評価員教育プログラム

6.1. GAP 総合講座・GAP 通信教育

- (1) GAP 総合講座1・GAP 実践セミナー
- (2) GAP 総合講座2・農場実地トレーニング
- (3) GAP 検定

6.1. 評価員制度

- (1) 評価員補
- (2) 評価員
- (3) 主任評価員
- (4) 上級評価員

6.3. 評価員試験

- (1) 試験の種類
- (2) 試験の実施

6.4. 評価員の技能研修

- (1) 技能研修の実施
- (2) 技能研修の内容

1. 「日本 GAP 規範」に基づく農場評価制度の呼称およびロゴマーク

1.1. 呼称およびロゴマークについて

・「日本 GAP 規範」に基づく農場評価制度を「グリーンハーベスター評価制度（以下、「GH 評価制度」という）」と称し、図に示すロゴマークを用います。



・GH 評価制度の呼称およびロゴマークについては、一般社団法人日本生産者 GAP 協会（以下、「当協会」という）が管理・運用します。

2. 「日本 GAP 規範」に基づく農場評価制度の評価規準

当協会が管理・運用する GH 評価制度は、一般規則および農場評価規準で構成されています。

2.1. 一般規則

一般規則は、評価の仕組み、その方法と手順、制度の管理・運用等について説明しているこの文書のことをいいます。

2.2. 評価規準

農場評価規準は、農場や生産組織が「日本 GAP 規範」に記載されている内容をどの程度理解し実践しているかを評価するための評価基準項目です。農場評価規準には、農場管理の実態を評価するための「農場評価規準」、生産組織の管理実態を評価するための「組織評価規準」、生産組織が管理する集荷場、共同選果場、大規模乾燥調整施設などの共同農産物取扱い施設の管理実態を評価するための「施設評価規準」があります。「農場評価規準」の全項目は、「日本 GAP 規範」の項目と関連付けられています。また、農林水産省が 2010 年 4 月に発出した「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」の内容を反映させています。

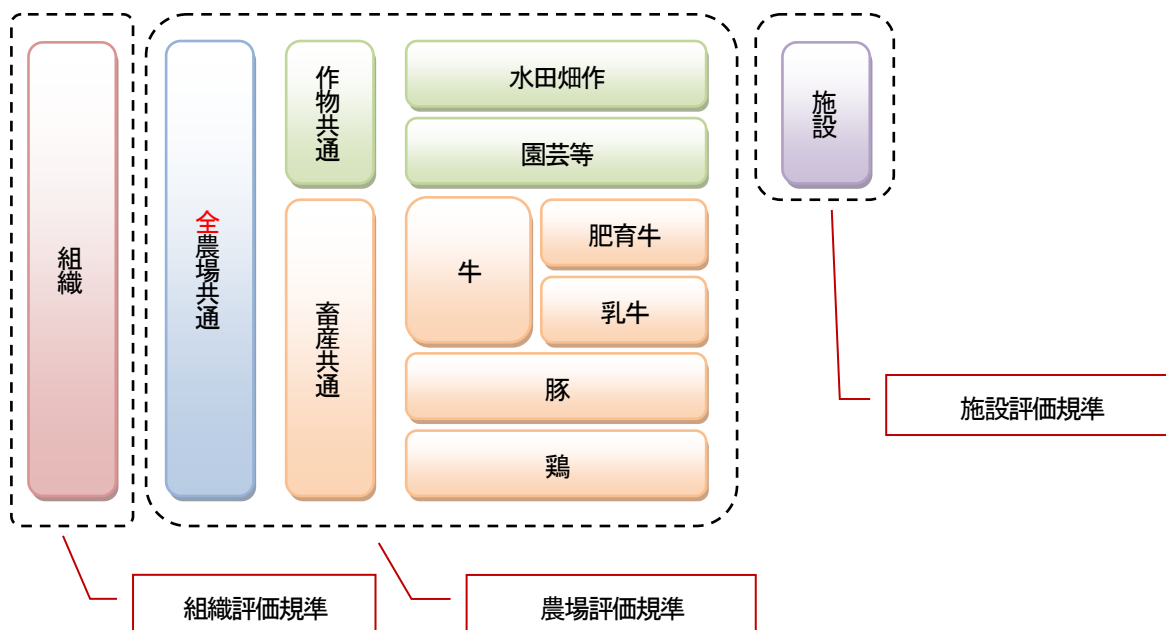
2.3. 農場評価制度に基づく基準文書

GH 評価制度に基づく基準文書は、農場や生産組織が、農業生産の行為において「自然環境や農業環境」、「農業に携わる人や生活者」、「農産物と食品」などに関するリスク管理を行うための「要求事項」を列挙したものです。これは理想的な農業生産環境と農業行為かどうかを評価するためのものです。

基準文書は、農業の形態に対応する農業分類と経営の管理分類を組み合わせて構成されています。

(1) 農業分類

- 組織
- 全農場共通（作物栽培農場、畜産農場に共通する内容）
 - 作物共通（作物栽培農場に共通する内容）
 - 水田畑作（米麦豆類）
 - 園芸等（露地園芸・施設園芸・その他）
 - 畜産共通（畜産農場に共通する内容）
 - 牛（肥育牛／乳牛）
 - 豚
 - 鶏
- 施設（共同で使用する農産物取扱い施設：オプション）



例えば、水稻栽培と露地野菜栽培を行っている農場では、“全農場共通+作物共通+水田畑作+園芸”の農業分類で構成された「基準文書」を使用します。

*「農場評価規準」は、2012年6月時点では、“組織”、“全農場共通”、“作物共通”、“水田畑作”、“園芸”のみ作成されています。

(2) 管理分類

(農場評価規準)

・農場評価規準は次の7区分の管理分類で構成されます。

- 1) 農場管理システムの妥当性
- 2) 土壌と作物養分管理
- 3) 作物保護と農薬の管理
- 4) 施設・資材と廃棄物の管理
- 5) 農産物の安全性と食品衛生の管理
- 6) 労働安全と福祉の管理
- 7) 環境便益の取組み

(組織評価規準)

・組織評価規準は次の2区分の管理分類で構成されます。

- 1) 組織管理システムの妥当性
- 2) 販売管理システムの妥当性

(施設評価規準)

・施設評価規準は次の4区分の管理分類で構成されます。

- 1) 施設管理システムの妥当性
- 2) 燃料と廃棄物の管理
- 3) 農産物の安全性と食品衛生管理
- 4) 労働安全と福祉の管理

3. 「日本 GAP 規範」に基づく農場評価制度（GH 評価制度）の概要

3.1. 「日本GAP規範」に基づく農場評価制度（GH評価制度）とは

- ・GH評価制度は、農場や生産組織が健全な農業を実践するための指標を提供する農場評価制度です。
- ・GH評価制度は、農場や生産組織が「日本GAP規範」の示す内容をどの程度達成しているかを評価し、農業経営や生産技術などの改善指針を提供し、自己啓発に資する「GAP教育システム」として開発されました。
- ・農場や生産組織は、この評価結果に基づき、「自然環境や農業環境」、「農業に携わる人や生活者」、「農産物と食品」などに関係するリスクを低減するための改善計画を実践します。

GH評価制度の目的

- ・GH評価制度は、農産物の取引相手として農場や生産組織を「保証」することを目的とした制度ではありません。
- ・農場や生産組織が、GAP規範の一定水準を満たしていることを「証明」することで、生産者の自己啓発に資することを目的としています。

3.2. 制度の運用

- ・GH評価制度の規準と枠組みは、当協会が開発し公開し、著作権は当協会が保有しています。
- ・GH評価制度は、当協会が管理・運営しています。農場および生産組織の評価は、当協会が任命する評価員が行います。運営業務については、外部機関に委託することができます。
- ・当協会は、評価員が一定の高いレベルで「日本GAP規範」の農場評価に関する専門的知識と技量を保っていることを保証するため、「評価員教育プログラム」に基づいて評価員を養成・管理します。

管理・運営体制の発展

- ・都道府県の行政機関、農業指導機関、農業協同組合、民間組織等の諸機関が農場や生産組織への指導・教育の枠組みとしてGH評価制度を採用し、これらの機関が評価機関として評価業務を担う制度の構築を目指します。

3.3. 用語

農場 独立して農業経営を行う経営体を指し、農業経営に係わる圃場や施設など、全ての土地、建物、作業員等の農業活動を含みます。

圃場 作物を栽培する土地およびグリーンハウスなどの施設をいいます。

施設 農場内にある農業生産のための建物、構築物および装置をいいます。

生産組織 生産部会や生産組合、出荷組合など、複数の農場で構成される組織を指します。生産組織には、組織を管理・運営する一定の仕組みがあり、管理を担当する担当者や事務局等が存在している必要があります。

共同施設 生産組織の活動で共同利用する選果場、集出荷場、育苗施設等をいいます。

規準および基準の用法について

「規準」は、全体的なルールを示すものとして用い、「基準」は個々のスタンダードとしての具体的な項目を指します。

評価作業 当協会により任命された評価員が評価対象の農場や生産組織に赴いて、農場や生産組織の管理者、農業現場の作業員に質問しながら、農場の運営状況や生産組織の管理実態を確認し、「日本 GAP 規範」の遵守レベルを評価することをいいます。

農場評価 「日本 GAP 規範」の内容に基づいて、農場の管理者、農業現場の作業員が、「日本 GAP 規範」を何処まで遵守しているかについて、個々の農場の実施レベルを検査し、「環境と人に優しい農業」を実践することにより、安全性が高く品質の良い農産物を生産する「持続的農業生産」をどの程度まで達成しているかを評価することをいいます。

組織評価 生産組織を構成する農場が「日本GAP規範」を遵守するために、どのように組織され、管理者により組織および農場（サンプル農場評価）がどのように指導・監督されているかを評価することをいいます。

サンプル農場評価 組織評価を行う際に、事務局による農場指導の状況を検査するために、組織に所属する農場から複数農場を抽出して行う農場評価のことをいいます。

自主評価 個別農場が自らの農場の管理実態を自主的に評価すること、および、生産組織が複数の農場を管理・監督するために、組織を構成する個々の農場を自ら評価することをいいます。また、生産組織の事務局の管理内容の妥当性について自ら評価することも含みます。

評価規準 管理状態の遵守レベルを判定するための規準で、「農場評価規準」と「組織評価規準」および「施設評価規準」があります。

評価表 評価員が現地調査において「農場評価規準」や「組織評価規準」を基に調査するために用いる用紙をいいます。

農業分類 農業全般に亘って評価規準を体系化するために、組織評価の項目および全農場共通の評価項目を第一段階とし、第二段階を作物共通と畜産共通に分類し、作物共通の第三段階として、水田畑作（米麦豆類）／園芸（露地園芸・施設園芸・その他）に、畜産共通の第三段階として、放牧（放牧畜産）／舎飼（舎飼畜産）に分類しています。

管理分類 農場評価を行うために分類した農業活動の7区分のことをいいます。生産組織の評価では管理内容についての2区分があります（「評価の方法」を参照）。

報告書 農場評価および組織評価の報告書類のことで、①総合評価証書、②評価集計表、③詳細評価報告書の三部から構成されます。

4. 農場評価の仕組み

4.1. 評価の枠組み

- ・農場や生産組織の評価は、それぞれの経営体が当協会に依頼し、当協会が任命する評価員がGH評価制度に基づいて評価し、その結果を「報告書」として報告します。
- ・評価員は、農場や生産組織の現地調査を行い、「日本GAP規範」をどの程度遵守しているか、「日本GAP規範」に基づく評価規準と照らして評価します。
- ・現地調査等により「日本GAP規範」に基づく評価規準を満たしていない評価項目が確認された場合、評価レベルで表し、総合点数からの減点方式で評価します。
- ・評価結果は、「合計点数」と「総合評価」で表現されます。農場評価は1,000点を満点とし、評価規準が示す評価レベルの配点に応じた点数を減点して表します。

農場の対応

- ・農場や生産組織は、評価された点数を目安にして農場の改善課題を具体的に認識し、恒常的に改善に努めることとなります。継続して評価された高得点は、優良な農場の証となり、段階的に向上していく点数は、農場の努力の目安となります。
- ・本評価制度は、農場の保証制度や認証制度ではなく、「日本GAP規範」に記載されている内容をどの程度遵守しているかについて、現地評価を行った時点での遵守レベルを示すものです。従って、「総合評価証書」やその評価結果に期限をつけるものではありません。「時間の経過によりGAP規範の遵守レベルが落ちていないか」「日頃の努力で遵守レベルが向上したか」等を適時に評価・確認することが推奨されます。
- ・総合評価で示された点数は、当該農場における「日本GAP規範」の遵守レベルを示すものであり、その「詳細評価報告書」に記された具体的な内容は、改善への道しるべであり、一層の努力が求められるものです。

4.2. 評価の種類と範囲

(1) 農場評価

- ・農場評価では、評価を受ける農場が生産組織に所属しているか否かに係わらず、当該農場単独での遵守レベルを評価します。
- ・農場評価では、農業分類で構成された農場評価規準を使用します。
- ・農場評価の範囲は、農場の土地や圃場・施設の管理、栽培から出荷までの生産管理、廃棄物の管理、作業者の管理およびこれらに係わる計画と記録管理が含まれます。これらの作業の一部を外部事業者へ委託している場合は、委託先の管理状況も評価の範囲とします。
- ・収穫後の農産物の取扱いにおいて、加熱や複雑なカットなどが含まれる調理加工は、この評価の範囲外とします。
- ・農産物の選別や梱包が共同選果により行われている場合は、共同選果を行う事業者へ農産物を受け渡すまでを評価の範囲とします。
- ・農場の要求に応じて、評価範囲とする品目や圃場等を限定することができます。例えば、農場が水稻栽培と野菜栽培を別の部門が担当し、水稻栽培に関する部分のみの評価を受けたい場合には、水稻に関する圃場等や記録類に限定して評価をします。ただし、品目に限らず農場内で共通している施設や資材の管理、作業者の管理などについては、特に対象を限定せずに農場全体の管理として評価します。

(2) 組織評価

- ・生産組織の評価は、所属する複数の農場の管理・監督の状況の評価する「事務局評価」と、所属する個々の農場の管理状況の評価する「サンプル農場評価」からなります。
- ・事務局評価では組織評価規準と農場評価規準を使用します。サンプル農場評価では農場評価規準を使用します。
- ・事務局評価の範囲は、所属農場の管理、営農指導、組織における販売や出荷管理およびこれらに係わる記録管理が含まれます。これらの作業の一部を外部事業者へ委託している場合は、委託先の管理状況も評価の範囲とします。また、事務局による農場指導の状況を表す方法として、サンプル農場の平均点を事務局評価の点数として適用します。
- ・生産組織に所属する農場から複数の農場を抽出し、サンプル農場とします。抽出する農場の数は、原則として所属農場数の平方根以上としますが、評価を受ける組織の要望に応じて決めることもできます。例えば、組織の農場指導が地区担当

制になっており、農場指導担当者ごとの指導状況进行评估したい場合には、支部ごとに1農場ずつをサンプル農場とすることが可能です。なお、サンプリングの根拠は報告書に記載されます。

- ・品目で限定される生産部会などの場合は、所属する農場での評価範囲は、当該品目に関する範囲で評価します。

(3) 施設評価

- ・生産組織が管理し、組織評価の対象農場が共同で使用する農産物取扱い施設の管理実態を評価します。施設評価は、組織評価のオプションとして評価を受けるかどうか選択することができます。
- ・施設評価では、施設評価規準を使用します。
- ・組織評価の範囲は、施設の衛生管理、施設内での労働安全管理、施設に関わる廃棄物管理およびこれらに係わる記録管理が含まれます。これらの作業の一部を外部事業者へ委託している場合は、委託先の管理状況も評価の範囲とします。
- ・品目の限定については、組織評価に準じます。

4.3. 評価の方法

(1) 評価方法の基本

- ・評価結果は、「総合点数」と「総合評価」で表現されます。持ち点を1,000点とし、農場評価規準による規範の順守レベルに応じた点数を減点して表します。ただし、農場評価規準の管理分類「環境便益の取組み」については、環境保全に対する積極的な取組みとして、具体的な項目内容（環境配慮要件：クロスコンプライアンス）を満たす場合には点数を加算することになります。
- ・組織評価における事務局評価では、農場評価規準の各項目について事務局が直接管理している項目と間接的な農場指導により管理している項目とに分け、前者について事務局評価での評価点数を、後者については全サンプル農場の平均評価点数を適用します。
- ・農場評価の場合は、①総合評価証書、②評価集計表、③詳細評価報告書の三書類を「報告書」として農場へ提出します。
- ・組織評価の場合は、事務局とサンプル農場および施設ごとに作成した評価集計表、詳細評価報告書およびこれらをもとに作成した総合評価証書の三書類を「報告書」として生産組織へ提出します。総合評価証書の作成に当たっては、サンプル農場の全評価集計表を参照して組織の総合評価を行います。

(2) 評価のステップ

3つのステップを経て農場および生産組織を評価します。

ステップ1：項目評価

1. 評価員は、農場および組織内で発見された問題の内容を評価シートに記入します。
2. 項目の内容が当該農場および事務局にとって管理すべき内容でない場合は「該当外」、項目内容を満たす場合は「問題なし」、満たさない場合は表1の項目評価分類の4段階で評価し、評価シートには評価記号を記入します。
なお、項目によって評価範囲の上限が予め定められているものがあります。
3. 組織評価の事務局評価において、「管理責任は農場である」と判断された項目については「該当外」とし、サンプル農場の平均点数を算出し、その点数を適用します。なお、小数点第一位を四捨五入して整数とします。

表1 項目の評価分類表

評価記号	評価名	評価点数	評価内容の定義
－	該当外	0	管理すべき項目でない。
＋	加点	＋5	環境便益などプラスの要素の実施が確認された。
0	問題なし	0	適正に管理されており、改善の必要がない。
1	軽微な問題	－5	改善を推奨する。リスクや管理ミスの可能性は低い。
2	潜在的な問題	－10	改善を求める。潜在的なリスクまたは部分的に管理の欠陥がある。改善されなければ重大な問題につながる可能性がある。
3	重大な問題	－15	早期の改善を求める。重大なリスクまたは管理の欠陥がある。
4	喫緊の問題	－20	直ちに改善を求める。危害の発生・法令等の違反および差し迫った重大なリスクがある。

ステップ2：管理分類評価

1. 評価員は、表2の農場評価集計表、表3の組織評価集計表、表4の施設評価集計表を使用して各管理分類の項目に対する評価記号ごとの点数を合計します。
2. 各管理分類における評価記号ごとの点数×評価数の合計（管理分類別の小計）を出します。
3. 全ての管理分類の小計を合算し、全管理分類の合計点数を出します。
4. 持ち点1,000点に全管理分類の合計のマイナス点数を合算し、総合点数を出します。

表2 農場評価集計表

管理分類	評価+	評価0	評価1	評価2	評価3	評価4	管理分類小計
	+5点	0点	-5点	-10点	-15点	-20点	
1. 農場管理システムの妥当性							
2. 土壌と作物養分管理							
3. 作物保護と農薬の管理							
4. 施設・資材と廃棄物の管理							
5. 農産物の安全性と食品衛生の管理							
6. 労働安全と福祉の管理							
7. 環境便益の取組み							
	全管理分類の合計点数						
	総合点数						
	総合評価						

表3 組織評価集計表

管理分類	評価+	評価0	評価1	評価2	評価3	評価4	管理分類小計
	+5点	0点	-5点	-10点	-15点	-20点	
組織評価表							
1. 組織管理システムの妥当性							
2. 販売管理システムの妥当性							
農場評価表							
1. 農場管理システムの妥当性							
2. 土壌と作物養分管理							
3. 作物保護と農薬の管理							
4. 施設・資材と廃棄物の管理							
5. 農産物の安全性と食品衛生の管理							
6. 労働安全と福祉の管理							
7. 環境便益の取組み							
	全管理分類の合計点数						
	総合点数						
	総合評価						

表4 施設評価集計表

管理分類	評価0	評価1	評価2	評価3	評価4	管理分類小計
	0点	-5点	-10点	-15点	-20点	
1. 施設管理システムの妥当性						
2. 燃料と廃棄物の管理						
3. 農産物の安全性と食品衛生の管理						
4. 労働安全と福祉の管理						
	管理分類の合計点数					
	総合点数					
	総合評価					

ステップ3：総合評価

1. 評価員は、得られた総合点数に対して、表5および表6の総合評価分類表に照らし、「総合評価」を決定します。

表5 農場総合評価分類表 および 施設総合評価分類表

総合点数	総合評価判定		
	評価4がなく、評価3が4項目以下である	評価4がなく、評価3が5項目以上ある	評価4がある
1005点以上*	☆☆☆☆☆	☆☆☆☆	
900～1000点	☆☆☆☆	☆☆☆	
800～895点	☆☆☆	☆☆	
700～795点	☆☆	☆	
600～695点	☆		
595点以下			

*：「環境便益の取組み」によるプラス評価がある場合、1000点を超えることがある。

表6 組織総合評価分類

総合点数	総合評価判定		
	評価4がなく、評価3が4項目以下である	評価4がなく、評価3が5項目以上ある	評価4がある。または総合評価「未達」の農場がある。
1005点以上*	☆☆☆☆☆	☆☆☆☆	
900～1000点	☆☆☆☆	☆☆☆	
800～895点	☆☆☆	☆☆	
700～795点	☆☆	☆	
600～695点	☆		
595点以下			

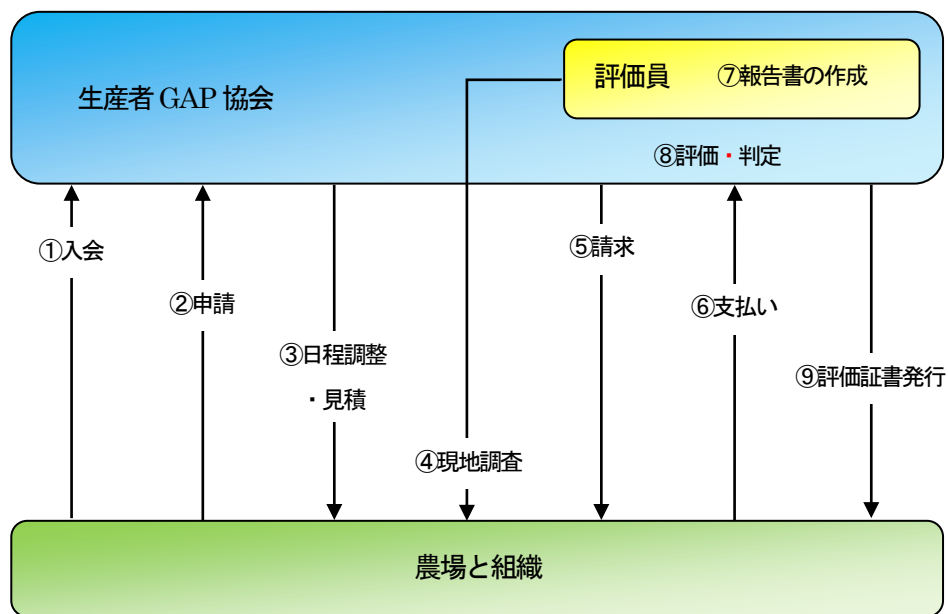
*：「環境便益の取組み」によるプラス評価がある場合、1000点を超えることがある。

5. 評価の手続きと流れ

5.1 手続きの概要

評価の申請から報告書発行までの流れを以下に示します。

- ① 入会手続き（農場 → 当協会） ※評価を受けようとする農場が利用会員でない場合
- ② 農場評価の申請（農場 → 当協会）
- ③ 日程調整・見積り（当協会 → 農場）
- ④ 現地調査（評価員、農場）
- ⑤ 調査費用の請求（当協会→農場）
- ⑥ 調査費用の支払い（農場→当協会）
- ⑦ 報告書の作成（評価員）
- ⑧ 評価・判定（当協会評価委員会）
- ⑨ 総合評価証書の発行（当協会→農場）



5.2 評価申請

(1) 評価申請の条件

- ・GH 評価制度は、農場や生産組織が「日本 GAP 規範」に沿って適正管理に努め、その達成度を評価するためのものです。評価を受けるにあたっては、「日本 GAP 規範」を理解し、評価規準に沿って自ら農場や生産組織の管理状況を確認していることを前提とします。
- ・農場評価の場合は自らの農場の自主評価、組織評価の場合は管理担当者あるいは事務局の自主評価と所属農場全ての事務局による自主評価を原則として終了していることを申請の条件とします。
- ・GH 評価制度の利用は、当協会の会員サービスの一環として位置付けています。評価を受ける農場や生産組織は、先ず当協会の利用会員に入会して下さい。「日本 GAP 規範」とその他の資料を送付します。

(2) 申請手順

- ・評価を希望する農場や生産組織は、当協会に農場評価の申請をします。申請は、所定の申請書に必要事項を記入し、当協会まで提出して下さい。
- ・申請に必要な情報には、以下のような内容があります。
 - －申請者の氏名、住所、連絡先（電話、FAX、E-mail 等）
 - －評価の種類（農場評価、組織評価、施設評価オプション）
 - －評価日程についての希望

①農場評価の場合

農場の名称、担当者の氏名、住所、連絡先（電話、FAX、E-mail等）、生産品目（評価時点で生産している品目および今後1年間で生産する計画のある品目の全て）

（評価対象として限定する場合は）指定品目と指定の理由、圃場情報（全ての圃場の住所）、農産物取扱い施設の情報（名称、住所、連絡先、作業内容）

（外部委託がある場合は）委託情報（委託先名称、住所、連絡先、作業内容）

②組織評価の場合

団体の名称、担当者の氏名、住所、連絡先（電話、FAX、E-mail等）、取扱い品目（評価時点で生産している品目および今後1年間で生産する計画のある品目の全て）

（評価対象として限定する場合は）指定品目と指定の理由

（施設評価オプションがある場合は）生産組織が管理する農産物取扱い施設の情報（名称、住所、連絡先、作業内容）

（外部委託がある場合は）委託情報（委託先名称、住所、連絡先、作業内容）、団体に所属する農場の情報（農場評価の場合を参照）、所属農場数

(3) 費用の見積り

- ・当協会は、評価日程の調整および費用の見積りを行い、評価日を確定します。

評価日程および費用について

1農場の評価時間は、原則として4時間とします。また、事務局の評価時間は、原則として8時間とします。農場の規模、圃場や施設の所在地、外部委託先の有無や所在地などの状況、組織体の農産物取扱い施設の規模や所在地などにより、所定以上の時間が必要と判断される場合は、申請農場の同意を得た上で、評価日程を決定します。評価に係る費用は、評価活動費、報告書作成費、旅費（交通費、日当・宿泊費）、判定および事務作業費とします。費用の詳細については、別途定めます。

5.3. 現地での評価作業

- ・当協会より派遣される評価員は、申請内容に応じた評価規準に基づき、農場や生産組織の評価を行います。
- ・評価員は、農場や生産組織の管理状況を全て評価シートに記入します。評価シートは、原則として紙媒体に印刷されたものを使用します。
- ・全ての項目を記入した後に、記入内容について農場や生産組織にその場で確認をとり、評価シートに対応者が署名をします。

5.4. 評価の判定および報告書の発行

- ・評価結果に係る集計作業と詳細評価報告書の作成作業は、現地における評価作業の終了後に行います。最終的な「報告書」の発行は、当協会が行います。
 - ・評価員は、評価報告書を当協会に提出し、当協会の評価委員会が評価報告書の有効性を判定します。有効性が認められた後、評価証書を発行します。評価証書および評価報告書は、当協会より農場や生産組織に直接送付します。
 - ・「報告書」は、以下の内容で構成されます。
 - －「総合評価証書」（報告書の一枚目）、－「評価集計表」、－「詳細評価報告書」以下については、報告書の書面に含まれます。
 - －農場名称、住所、農産物取扱い施設の名称と住所
 - －生産組織の場合、組織の名称と住所、農場数、全農場の名称と住所、組織の農産物取扱い施設の名称と住所、農場サンプリングの根拠
 - －評価の範囲（品目、指定品目の場合その理由、当日の生産物の状態）
 - －評価員名、－現地における評価作業実施日、－「報告書」の発行年月日
- 以下のものは、協会の内部資料とします。
- －評価シート原本の写し（署名されたもの）

5.5. 請求・支払い

- ・当協会は、評価作業終了後、評価費用を農場および生産組織に請求します。

5.6. 是正項目の再評価

- ・詳細評価報告書を受け取って6ヵ月以内に再評価を行う場合は、是正項目のみの評価とすることができます。

6. 「日本 GAP 規範」評価員教育プログラム

当協会は、本制度の適正な運用と品質の向上のため、評価員教育プログラムを提供し、評価員および評価員指導者を育成します。評価員教育プログラムには、GAPに関する知識および技能を習得するための研修プログラムと、評価員の段階的な育成に向けた評価員制度および評価員試験があります。

6.1. GAP 総合講座・GAP 通信教育

(1) GAP 総合講座1：GAP 実践セミナー

- ・講義と演習を通して、GAP の正しい理解、農場評価と監査、農場や地域での実践について学びます。
- ・講義および演習には、以下の内容が含まれます。なお、GAP 実践セミナーの詳細は別に定めます。

【GAP 概論、農場評価概論、GAP 実践、評価演習、受講レポート】

(2) GAP 総合講座2：農場実地トレーニング

- ・実際の農場実地トレーニングを通して、農場評価技能の訓練をします。
- ・実地トレーニングには、以下の内容が含まれます。なお、農場実地トレーニングの詳細は別に定めます。

【農場評価、聞き取り、評価判断、受講レポート】

(3) GAP 検定

- ・テキストによる独習を通して、GAP に関わる知識を分野ごとに学びます。
- ・独習の効果測定として、検定試験を受験することができます。
- ・学習内容には、以下の内容が含まれます。なお、GAP 検定の詳細は別に定めます。

【農業におけるリスク認識とリスク管理、農場管理システム、土壌と土壌管理、肥料と養分管理、農場の水管理と水質、圃場管理と作物保護、農業資材の管理、家畜・家禽の飼養管理・糞尿管理、家畜・家禽の放牧管理、農産物調製施設の管理、農産物の安全性と衛生管理、廃棄物の取扱い、労働安全、農業実践における環境便益の取組み】

6.2. 評価員制度

(1) 評価員補

- ・上位の評価員の監督下において、農場評価を補佐します。

【要件】 以下の要件を全て満たすこととします。

- ・当協会の「GAP総合講座1」を修了している、もしくは「GAP検定」を合格している。
- ・当協会の「GAP総合講座2」を修了している。

※都道府県等が主催する研修会等の修了であっても、「GAP総合講座」と同等であると当協会が判断した場合は、「GAP総合講座」修了とみなすことができます。また、本制度が適用される以前に開催された研修会等であっても同様に判断し修了とみなすことができます。

(2) 評価員

- ・農場評価を単独で実施できます。
- ・評価員は、専門性の異なる作物共通・畜産共通・施設の3つの農業分類ごとに登録します。

【要件】 以下の要件を全て満たすこととします。

- ・評価員補の要件を満たしている。
- ・評価員補として評価員の監督下で公式の農場評価を3件以上経験している、または評価員補3人から5人による合議で非公式の農場評価作業を3件以上経験している（※1）。
- ・評価員試験（筆記および実地）に合格している（※1が受験要件）。登録する専門性ごとに受験すること。

(3) 主任評価員

- ・農場評価および組織評価を単独で実施できます。

【要件】 以下の要件を全て満たすこととします。

- ・評価員の要件を満たしている。
- ・評価員として主任評価員の監督下で組織評価を3件以上経験している（※2）。
- ・主任評価員試験（筆記および実地）に合格している（※2が受験要件）。

(4) 上級評価員

- ・評価員補、評価員、主任評価員を指導できます。

【要件】以下の要件を全て満たすこととします。

- ・主任評価員の要件を満たしている。
- ・主任評価員として上級評価員の監督下で主任評価員の評価・監督を3件以上経験している（※3）。
- ・上級評価員試験（筆記および実地）に合格している（※3が受験要件）。

総合講座1修了 もしくは GAP 検定合格	評価員補	評価員試験 受験資格	※専門性ごと	評価員	主任評価員試験 受験資格	主任評価員	上級評価員試験 受験資格	上級評価員
総合講座2修了								
農場評価3件								
評価員試験合格								
組織評価3件								
主任評価員試験合格								
評価監督3件								
上級評価員試験合格								

6.3. 評価員試験

(1) 試験の種類

- ・評価員試験には、評価員、主任評価員、上級評価員の3種類があります。
- ・各試験では、筆記試験、実地試験および資質評価が行われます。
- ・評価員試験は、登録する専門性ごとに行われます。
- ・試験の詳細は別に定めます。

(2) 試験の実施

- ・評価員試験は、当協会が策定し実施します。

6.4. 評価員の技能研修

(1) 技能研修の実施

・当協会は、評価員の技能の維持・向上を図るため技能研修を実施します。評価員は、3年に1回、技能研修を受けなければなりません。

(2) 技能研修の内容

- ・技能研修では、座学および実地トレーニングを行います。
- ・研修の詳細は別に定めます。